

28. 01

パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権主張の手続

1. 優先権主張の申立て

パリ条約第4条D(1)の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面(以下「優先権主張書」という。)を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない(特43条1項^{*1})。ただし、国際特許出願については、特許法第43条(第43条の2第2項(第43条の3第3項において準用する場合を含む。))及び第43条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定は適用されないため、当該「優先権主張書」による手続は認められない(特184条の3第2項(実48条の3第2項において準用))。

特許法43条1項の「経済産業省令で定める期間」は、以下のとおりである。

(1) 特許

特許法第41条第1項、同法第43条第1項、同法第43条の2第1項(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。))又は同法第43条の3第1項若しくは第2項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日(以下「優先日」という。)から1年4月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権主張を伴う特許出願の日から4月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間(出願審査の請求又は出願公開の請求があった後の期間は除く。)(特施規27条の4の2第3項1号)。

なお、ここで優先日は、優先権主張書を提出することにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日である(特施規27条の4の2第3項1号)。

(2) 実用新案

実用新案登録出願の日から1月(特施規27条の4の2第3項1号を読み替えて準用する実施規23条2項)。

(3) 意匠

意匠登録出願と同時(特43条1項を読み替えて準用する意15条1項)。

(4) 商標

商標登録出願と同時(特43条1項を読み替えて準用する商13条1項)。

2. 優先権主張書の記載事項(特43条1項^{*1})

書面に記載する必要事項は以下のとおりである。

(1) パリ条約による優先権を主張する旨の表示

(2) 優先権の基礎となる出願をした同盟国の国名

(3) 優先権の基礎となる出願の出願年月日

ただし、優先権主張書に代えて、当該特許出願の願書に(1)から(3)までの事項を記載して書面の提出を省略することができる(特施規27条の4第3項^{*2})。

なお、電子情報処理組織を使用して特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願又は防護標章登録出願と同時に優先権主張を行う場合は、願書に必要な事項を記録しなければならない。(特例施規12条)

3. 優先権証明書の提出

(1) 特許・実用新案

ア. 特許法第43条第1項^{*1}の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、発明の明細書及び図面の謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であってその同盟国の政府が発行したもの(以下「優先権証明書」という。)を、次のaからcまでに掲げる日のうち最先の日から1年4月以内に特許庁長官に提出しなければならない(特43条2項^{*3})。

a. 当該最初の出願若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により当該最初の出願と認められた出願の日

b. その特許出願が特許法第41条第1項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

c. その特許出願が特許法第43条第1項^{*1}、同法第43条の2第1項^{*4}(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)又は同法第43条の3第1項^{*5}若しくは第2項^{*6}の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

また、電磁的方法によって優先権証明書に記載されている事項をパリ条約の同盟国の政府又は工業所有権に関する国際機関との間で交換することができる場合(特施規27条の3の3第2項^{*7})において、特許法第43条第1項^{*1}の規定による優先権主張をした者が、特許法第43条第2項^{*2}に規定する証明書提出期間内に当該出願の番号その他当該事項を交換するために必要な事項(特施規27条の3の3第3項^{*7})を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、優先権証明書を提出したものとみなされる(特43条5項^{*8})。

イ. 特許庁長官は、上記ア. に規定する期間内に優先権証明書又は特許法第43条第5項に規定する書面の提出がなかったときは、優先権の主張をした者に対し、その旨を通知する(特43条6項^{*9})。通知を受けた者は、その通知の日から2月以内に限り、優先権証明書又は同法第43条第5項に規定する書面を提出することができる(特43条7項^{*10}、特施規27条の3の3第5項^{*7})

- ウ. 特許法第43条第6項の通知を受けた者がその責めに帰することができない理由により、その通知を受けた日から2月以内に優先権証明書又は特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができないときは、以下の期間に、優先権証明書又は特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができる（特43条8項^{*3}）。
- a. 優先権証明書を、発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により提出をすることができなかつた場合、その者が当該書類を入手した日から1月（在外者にあつては、2月）（特施規27条の3の3第6項1号）。（→28. 21）
 - b. 上記a. に掲げる場合以外の場合、優先権証明書又は特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができなかつた理由がなくなつた日から14日（在外者にあつては、2月）。ただし、当該期間が同法第43条第7項に規定する期間（上記イ. の期間）の経過後6月を越えるときは、同項に規定する期間の経過後6月（特施規27条の3の3第6項2号）。
- エ. パリ条約による優先権の主張を伴う国際特許出願（又は特184条の20第1項の申出）をする者は、国内書面提出期間が満了する時の属する日後（特184条の20第4項の規定により特許出願とみなされた国際出願についてはその決定の後）2月以内に、特許協力条約に基づく規則17.1（a）に規定する優先権書類を提出することができる（特施規38条の14第1項^{*11}）。ただし、その国際特許出願の出願人がその責めに帰することができない理由により当該期間内に優先権書類を提出することができないときは、その理由がなくなつた日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間経過後6月以内に当該優先権書類を提出することができる（特施規38条の14第1項^{*11}）。

（2）意匠

ア. 意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項^{*1}の規定による優先権の主張をした者は、優先権証明書を、意匠登録出願の日から3月以内に特許庁長官に提出しなければならない（特43条2項を読み替えて準用する意15条1項）。

また、ジュネーブ改正協定第6条（1）（a）の規定による優先権の主張をした者は、経済産業省令で定める期間（意匠法第60条の6第1項に規定する国際公表があつた日から3月）以内に、優先権証明書を提出しなければならない（意60条の10第2項において読み替えて準用する特43条2項、意施規12条の2）。

また、電磁的方法によって優先権証明書に記載されている事項をパリ条約の同盟国の政府又は工業所有権に関する国際機関との間で交換することができる場合（意施規19条3項において準用する特施規27条の3の3第2項1号）において、意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項^{*1}の規定による優先権主張をした者が意匠登録出願の日か

ら3月以内に、又はジュネーブ改正協定第6条(1)(a)の規定による優先権主張をした者が国際公表があった日から3月以内に、当該出願の番号その他当該事項を交換するために必要な事項(意施規19条3項において準用する特施規27条の3の3第3項)を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、優先権証明書を出したものとみなされる(意15条1項において準用する特43条5項^{*8)}。

イ. 特許庁長官は、上記ア. に規定する期間内に優先権証明書又は意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第5項に規定する書面の提出がなかったときは、優先権の主張をした者に対し、その旨を通知する(意15条1項、60条の10第2項において準用する特43条6項)。通知を受けた者は、その通知の日から2月以内に限り、優先権証明書又は意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができる(意15条1項、60条の10第2項において準用する特43条7項、意施規19条において準用する特施規27条の3の3第5項)。

ウ. 意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第6項の通知を受けた者がその責めに帰することができない理由により、その通知を受けた日から2月以内に優先権証明書又は意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができないときは、以下の期間に、優先権証明書又は意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができる(意15条1項、60条の10第2項において準用する特43条8項^{*3)}。

a. 優先権証明書を、発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により、提出をすることができなかつた場合、その者が当該書類を入手した日から1月(在外者にあつては、2月)(意施規19条3項において準用する特施規27条の3の3第6項1号)。(→28.21)

b. 上記a. に掲げる場合以外の場合、優先権証明書又は意匠法第15条第1項及び意匠法第60条の10第2項において準用する特許法第43条第5項に規定する書面を提出することができなかつた理由がなくなつた日から14日(在外者にあつては、2月)以内でその期間の経過後6月以内(意施規19条3項において準用する特施規27条の3の3第6項2号)。

(3) 商標

ア. 商標法第13条第1項(商68条1項において準用する場合を含む。)において準用する特許法第43条第1項^{*1}の規定による優先権の主張をした者は、優先権証明書を、商標登録出願の日から3月以内に特許庁長官に

提出しなければならない。

イ. 優先権証明書を出す者は、上記期間内に優先権証明書を提出することができないときは、期間の経過後2月以内に限り、期間延長請求書（期間徒過）を提出することにより、優先権証明書を提出することができる（商13条1項（商68条1項において準用する場合を含む。）において準用する特43条7項、商施規7条の2第1項、第2項）。

ウ. 優先権証明書を提出する者が、その責めに帰することができない理由により所定の期間内に提出することができないときは、以下の期間にその書類を提出することができる（商13条1項（商68条1項において準用する場合を含む。）において準用する特43条8項^{*3}）。

a. 優先権証明書を、発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により、提出することができなかつた場合、その者が当該書類を入手した日から1月（在外者にあつては2月）以内（商施規7条の2第3項1号）。（→28. 21）

b. 上記a. に掲げる場合以外の場合、優先権証明書を提出することができなかつた理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内でその期間の経過後6月以内（商施規7条の2第3項2号）。

4. 優先権の主張の基礎とした出願の番号を記載した書面の提出

特許法第43条第1項^{*1}の規定による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第4条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A（2）の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を優先権証明書とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、優先権証明書の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知ったときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない（特43条3項^{*2}）。

なお、以下の方法をとるときは、優先権の主張の基礎とした出願（以下「優先権基礎出願」という。）の番号を記載した書面の提出を省略することができる（特施規27条の4第4項^{*2}）。

（1）優先権基礎出願の番号が、優先権主張を申し立てるときに判明している場合は、願書又は優先権主張書に当該優先権基礎出願の番号及び必要な事項を記載する。

（2）優先権基礎出願の番号が、優先権証明書を提出するとき判明した場合には、優先権証明書提出書（特許法第43条第5項^{*8}に該当する場合は手続補正書）に優先権基礎出願の番号及び必要な事項を記載する。

5. 分割若しくは変更に係る新たな出願又は実用新案登録に基づく特許出願の優先権主張の手続

（1）優先権主張書又は優先権証明書の提出

特許法第43条第1項^{*1}の規定による優先権の主張を伴う出願をもとの出願（以下「もとの出願」という。）として分割に係る新たな出願（以下「分割出願」という。）、変更に係る新たな出願（以下「変更出願」という。）又は

実用新案登録に基づく特許出願（以下「新特許出願」という。）をする場合において、パリ条約による優先権の主張をするためには、もとの出願について優先権の利益を享受していなければならない、もとの出願に優先権主張書又は優先権証明書の提出をしていない場合には、分割出願、変更出願又は新特許出願で優先権の主張をすることはできない（パリ条約4条G、→15. 20「2. (23)」）。また、原則として、分割出願、変更出願又は新特許出願についても優先権主張書及び優先権証明書を提出する必要がある（特44条3項、特施規27条の4の2第3項）。ただし、もとの出願に対して提出された書面又は書類（願書に記載して提出を省略したものを含む）であって、分割出願、変更出願又は新特許出願について提出しなければならない優先権主張書又は優先権証明書は、当該分割出願、変更出願又は新特許出願と同時に提出されたものとみなされる（特44条4項^{*12}、実10条8項、意10条の2第3項^{*13}）。分割出願後にもとの出願を取り下げた場合、変更出願をしたことによりもとの出願を取り下げたとみなされた場合（特46条4項、実10条5項、意13条4項及び商11条5項^{*14}）、又は新特許出願をするためにもとの実用新案権を放棄した場合（特46条の2第1項）は、もとの出願が特許庁に係属していないため、もとの出願に優先権主張書又は優先権証明書を提出することができず、分割出願、変更出願又は新特許出願について優先権主張の手続きを完備することができない。そのため、以下の（2）から（4）の場合の各期間に限り、分割出願、変更出願又は新特許出願に対する優先権主張書又は優先権証明書の提出を認める。

（2）もとの出願に優先権主張書又は優先権証明書を提出しないまま、分割出願をした場合

分割出願をする場合においては、もとの出願に優先権主張書又は優先権証明書を提出する前に分割した場合であっても、もとの出願に対して所定の期間内に優先権主張書又は優先権証明書を提出し、優先権主張の手續を完備しておく必要がある。仮に、もとの出願に対して優先権主張書又は優先権証明書の提出がない場合は、原則分割出願のみに対する優先権主張書又は優先権証明書の提出は認められない。ただし、もとの出願に対して優先権主張書を提出している場合であって、優先権証明書の提出の時点においてもとの出願が取下等により特許庁に係属しておらず、優先権証明書を提出することができない場合は、もとの出願についての優先権証明書の所定の提出期間内に限り、分割出願に対する優先権証明書の提出を認める。なお、分割出願時よりも後に「もとの出願」に提出された書面又は書類であっても、それが期間内に提出されている限り、分割出願と同時に提出された書面又は書類とみなされる^{注1}（特44条4項、実11条1項、意10条の2第3項）。

（3）もとの出願に優先権主張書を提出しないまま、変更出願又は新特許出願をした場合

変更出願又は新特許出願は、分割出願と異なり、出願形式の変更であって、もとの出願から派生した新たな出願ではないことから、みなし取下げ又は放

棄されたもとの出願に代わって、もとの出願の優先権主張書の提出期間内に限り、変更出願又は新特許出願に対し優先権主張書が提出できるものとする。

ただし、特許出願又は実用新案登録出願をもとに意匠登録出願に変更した場合は、意匠登録出願に対する優先権主張書の提出時期は「出願と同時」であり、出願後に優先権の主張の手続をすることはできないため、たとえもとの出願の優先権主張書の提出期間内であったとしても、変更出願に対し優先権主張書を提出することは認めない。また、同様に特許出願をもとに実用新案登録出願に変更した場合は、実用新案登録出願に対する優先権主張書の提出時期は「出願の日から1月」であるため、たとえもとの出願の優先権主張書の提出期間内であったとしても、変更出願に対する優先権主張書の提出はもとの特許出願の日から1月に限られる。

以上により、もとの出願に優先権主張書を提出しないまま、変更出願又は新特許出願をした場合、次の期間内に限り、変更出願又は新特許出願に優先権主張書を提出できるものとする。

ア. 実用新案登録出願から特許出願に変更する場合

もとの実用新案登録出願の日（遡及した日）から1月

イ. 実用新案登録に基づき新特許出願をする場合

もとの実用新案登録出願の日（遡及した日）から1月

ウ. 特許出願から実用新案登録出願に変更する場合

もとの特許出願の日（遡及した日）から1月

(4) もとの出願に優先権証明書を出しないうまま、変更出願又は新特許出願をした場合

もとの出願に対して提出しなければならなかった優先権証明書は変更出願又は新特許出願に対して提出するものとし、この優先権証明書は、もとの出願について適用される提出期間内に提出できるものとする。

ただし、特許出願又は実用新案登録出願をもとの出願として意匠登録出願に変更した場合は、意匠登録出願の優先権証明書の提出期間である「出願の日から3月以内」（意15条1項）を適用する。

以上により、変更出願又は新特許出願をする場合に、もとの出願又はもとの実用新案登録に係る実用新案登録出願に対して優先権証明書を提出することができないときは、変更出願又は新特許出願に対し、次の期間内に限り、優先権証明書を提出できるものとする。

ア. 特許出願に変更する場合又は新特許出願をする場合

a. もとの出願が実用新案登録出願である場合又は実用新案登録を基礎とする場合は、優先日から1年4月

b. もとの出願が意匠登録出願である場合は、当該もとの出願の日から3月

イ. 実用新案登録出願に変更する場合

a. もとの出願が特許出願である場合は、優先日から1年4月

b. もとの出願が意匠登録出願である場合は、当該もとの出願の日から

3月

ウ. 意匠登録出願に変更する場合

もとの出願が特許出願又は実用新案登録出願である場合は、当該もとの出願の日から3月（優先日から6月以内にもとの出願をしている場合に限る。）

エ. 商標登録出願又は防護標章登録出願に変更する場合

もとの出願の日から3月

6. パリ条約の例による優先権主張の手続

(1) 特許法第43条の2第1項^{*4}の規定によるパリ条約の例による優先権主張の手続（特・実）

パリ条約第4条D（1）の規定により特許出願について優先権を主張しようとしたにもかかわらず、同条C（1）に規定する優先期間内に優先権の主張を伴う特許出願ができなかった者は、その特許出願をすることができなかったことについて正当な理由があり、かつ、経済産業省令で定める期間（パリ条約第4条C（1）に規定する優先期間経過後2月）内にその特許出願をしたときは、優先期間の経過後であっても、パリ条約第4条の規定の例により、その特許出願について優先権を主張することができる（特43条の2第1項^{*4}、特施規27条の4の2第2項^{*7}）。

ア. 優先権主張の申立て

経済産業省令で定める優先権主張書の提出期間は、当該優先権の主張に係るパリ条約第4条C（1）に規定する優先期間の経過後2月以内である（特施規27条の4の2第3項4号^{*7}）。

イ. 回復理由書の提出

優先権主張書の提出期間内に、回復理由書を提出しなければならない（特施規27条の4の2第7項^{*7}において読み替えて準用する特施規27条の4の2第4項^{*7}）。

また、回復理由書には、正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、正当な理由があることを証明する書面の添付は要しない（特施規27条の4の2第7項^{*7}において読み替えて準用する特施規27条の4の2第5項^{*7}）。

ウ. 優先権証明書の提出

優先権証明書の提出期間は、パリ条約による優先権主張の場合と同様である（特43条の2第2項において準用する特43条2項^{*2}）。

(2) 特許法第43条の3第1項^{*5}若しくは第2項^{*6}、商標法第9条の2^{*15}又は9条の3の^{*15}規定によるパリ条約の例による優先権主張の手続
パリ条約による優先権主張の場合と同様である。

（改訂令和3・4）

-
- ※¹ 特43条1項：特43条の2第2項（特43条の3第3項、実11条1項において準用）、特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用）、実11条1項、意15条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用
 - ※² 特施規27条の4第3項、4項：実施規23条2項、意施規19条3項、商施規22条2項において準用
 - ※³ 特43条2項、3項、8項：特43条の2第2項（特43条の3第3項、実11条1項において準用）、特43条の3第3項（実11条1項、意15条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用）、実11条1項、意15条1項、60条の10第2項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用
 - ※⁴ 特43条の2：特43条の3第3項、実11条1項、意15条1項において準用
 - ※⁵ 特43条の3第1項：実11条1項、意15条1項において準用
 - ※⁶ 特43条の3第2項：実11条1項、意15条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用
 - ※⁷ 特施規27条の3の3第2項、3項、5項、特施規27条の4の2第2項、3項、4項、5項、7項：実施規23条2項において準用
 - ※⁸ 特43条5項：特43条の2第2項（特43条の3第3項、実11条1項、意15条1項において準用）、43条の3第3項（実11条1項、意15条1項において準用）、実11条1項、意15条1項において準用
 - ※⁹ 特43条6項：特43条の2第2項（特43条の3第3項、実11条1項、意15条1項において準用）、43条の3第3項（実11条1項、意15条1項において準用）、実11条1項、意15条1項において準用
 - ※¹⁰ 特43条7項：特43条の2第2項（特43条の3第3項、実11条1項、意15条1項において準用）、43条の3第3項（実11条1項、意15条1項において準用）、実11条1項、意15条1項、商13条1項（商68条1項において準用）において準用
 - ※¹¹ 特施規38条の14第1項：実施規23条7項において準用
 - ※¹² 特44条4項：特46条6項、46条の2第5項、実11条1項において準用
 - ※¹³ 意10条の2第3項：意13条6項において準用
 - ※¹⁴ 商11条5項：商12条3項、65条3項において準用
 - ※¹⁵ 商9条の2、9条の3：商68条1項において準用
- 注¹ 特許庁編「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説[第20版]」189頁参照